

# 社会保障・税番号制度開始 (マイナンバー)

平成28年1月～ 概要をお知らせします

3つの特定個人情報保護評価書(素案)パブリックコメント(意見募集)を実施 **3面**

社会保障・税番号(マイナンバー)制度は、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。制度の導入にあたり、概要についてお知らせします。

## マイナンバー(個人番号)とは



- ・国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・番号が漏えいし、不正に使用されるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。
- ・法人には13桁の法人番号が指定されます。

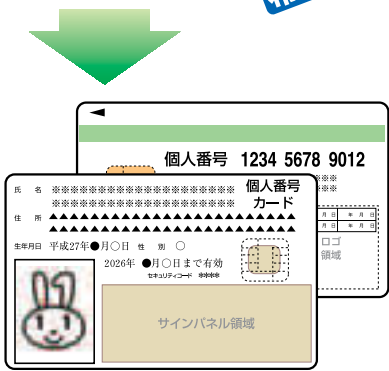
「マイナンバーは一生使うもの」

## 制度導入の流れと開始時期

平成27年10月～ **全員に** マイナンバーを通知

- ・原則として住民票に登録されている住所あて世帯ごとに、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載された「通知カード」がすべての方に郵送されます(顔写真なし)。

平成28年1月～ **希望者に** 「個人番号カード」交付



- ・「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、希望者の申請により、「個人番号カード」が交付されます。
- ・氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー等記載、本人の写が表示されます。
- ・本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめ各種電子申請に利用できます。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律または条例に定められた行政手続きにしか使えません。

## 社会保障

- ・年金・医療保険の手続き、児童手当  
その他福祉の給付等

## 税

- ・確定申告などの税の手続き等

## 災害対策

- ・被災者台帳の作成や  
支援金の支給

申請書等にマイナンバーを記載していただくことになります。

## 個人情報の保護の対策

- ・マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きのために行政機関等に提供する場合を除いて、むやみに他人に提供することはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象となります。
- ・区がマイナンバーを含む個人情報を保有する際は、利用方法やリスク対策などについて、「特定個人情報保護評価書」で、公表します。

## マイナンバー制度の目的

### 公平・公正な社会の実現

所得状況やサービスの受給状況を正確に把握できるようになるため、不正受給を防止し、きめ細かな支援が行えるようになります。

### 行政の効率化

複数の業務間での情報連携が進み、問い合わせや転記などに要した時間や労力が削減され、行政の効率化が図れます。

### 国民の利便性の向上

申請者が窓口で手続きする際の添付書類が少なくなります。

## 【制度の詳細について】

内閣官房の社会保障・税番号制度のホームページ

HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【制度の問い合わせ先】マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178

平日 9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)

【区の問い合わせ先】企画課企画担当 ☎3647-9167



マイナンバー  
広報用  
ロゴマーク  
マイナちゃん

郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 政策経営部 広報広聴課

情報公開個人情報保護担当

行

(受取人)  
東陽四丁目11番28号

料金受取人払郵便

深川局承認

6216

差出有効期間  
平成27年1月  
25日まで

(切手を貼らずに  
お出しください)

(きりとり線)

(きりとり線)